

SUPER CENTER PLANT 善通寺店 (No.1180)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 14 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 4 年 7 月 1 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT 善通寺店
善通寺市金蔵寺町字川添 1903 番 ほか 51 筆
- 3 法第 8 条第 1 項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・騒音について
設置機器については基準内に収まっていますが、夜間の自動車走行音については規制値を上回っているようです。変更届出書では苦情がなく現状利用と変わらないため、周辺的生活環境に及ぼす影響は軽微であるとされていますが、今後、引っ越しや開発等により周辺住民から苦情の訴えがおこる可能性があります。苦情には、真摯に対応し解決に努めるようにお願いします。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課
縦覧期間： 令和 4 年 11 月 14 日から令和 4 年 12 月 14 日まで